

## 会 議 録

- 1 会議名
  - ・令和2年度第1回清里区地域協議会
- 2 議題（公開・非公開の別）
  - 1) 任命書交付式
    - (1) 任命書交付
    - (2) 市長コメント代読
    - (3) 地域協議会委員等制度の説明
  - 2) 協 議（公開）
    - (1) 地域協議会に係る諸事項の確認について
      - ア 会長及び副会長の選任及び解任の方法について（第6条関係）
      - イ 地域協議会の権限について（第7条関係）
      - ウ 会議の運営について（第8条関係）
    - (2) 会長及び副会長の選任について
    - (3) 清里区地域協議会で定める事項について
      - ① 条例等により定める事項
        - ア 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数について
        - イ 会議録の確認者について
      - ② 会議の運営上必要に応じて定める事項について
        - ウ 会議の座席順について
        - エ 自主的審議事項の提案方法について
        - オ 「清里区地域協議会だより」の編集方法について
        - カ 会議の開催日時について
        - キ 会議傍聴者の受入可能数について
        - ク 書面による審議について
  - (4) 前期地域協議会委員からの引継ぎ事項について
    - ・自主的審議事項「空き家対策」について
- 3) 報 告（公開）

- (1) 令和2年度清里区総合事務所の職員体制について
- (2) 令和2年度清里区における主な事業について
- (3) 令和2年度地域活動支援事業について
- 4) その他（公開）
  - (1) 清里区地域協議会開催日程開催について
    - ・第2回地域協議会
    - ・第3回地域協議会
  - (2) その他
    - ・地域協議会委員証の交付について
    - ・地域協議会委員の名刺の作成希望の報告について
- 3 開催日時
  - ・令和2年5月18日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 開催場所
  - ・清里コミュニティプラザ3階 多目的ホール
- 5 傍聴人の数  
なし
- 6 非公開の理由  
—
- 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）
  - ・委員：桑原正史、笹川重作、佐々木勝峰、武田恵理子、羽深正、古澤文夫、保坂幸男、堀川敏子、松永誠一、向橋マチ子、山川正平、横山芳一
  - ・事務局：清里区総合事務所：上田所長、浅野次長、保坂市民生活・福祉グループ長（併教育・文化グループ長 ※以下グループ長はG長と表記）、長澤班長、田中主任
- 8 発言の内容（要旨）  
**【浅野次長】**
  - ・会議の開会を宣言。
  - ・最初に任命書交付式を行う。本来であれば市内28か所の地域協議会委員を一同に会し

て市長から任命書の交付をさせていただくべきところ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため分散開催となったことをご理解いただきたい。

- ・会議時間短縮のため、任命書と委員証を卓上交付させていただいた。
- ・任命書交付式に予定していた市長講話に替えて、市長コメントを上田所長から代読させていただく。

**【上田所長】**

- ・市長コメント代読。

**【浅野次長】**

- ・続いて地域協議会委員の制度について、卓上配布した地域協議会に関するファイルにより説明する。
- ・ファイルの資料No.2に基づき、地域協議会委員の選任結果について説明する。
- ・次に資料No.1 上越市地域協議会委員手引きに基づき、地域自治区制度、地域協議会の役割、地域活動支援事業の概要等について説明する。
- ・続いて、第1回清里区地域協議会の会議に移る。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

**【上田所長】**

- ・挨拶

**【浅野次長】**

- ・今回の会議が新たな委員での最初の会議であるため、自己紹介をお願いする。  
(事務局職員自己紹介、各委員自己紹介を行う。)

**【浅野次長】**

- ・次第5協議に移る。なお、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長及び副会長が選任されるまでの間、上田所長が議長を務める。

**【上田所長】**

- ・協議事項(1) 地域協議会に係る諸事項の確認について、事務局に説明を求める。

**【長澤班長】**

- ・資料1に基づき、ア 会長及び副会長の選任及び解任の方法について(第6条関係)、イ 地

域協議会の権限について（第7条関係）、ウ 会議の運営について（第8条関係）説明する。

【上田所長】

- ・事務局の説明に対し質問を求めるがないため、協議事項(1) 地域協議会に係る諸事項の確認について、を終了する。
- ・続いて協議事項(2) 会長及び副会長の選任について、事務局に説明を求める。

【長澤班長】

- ・資料2に基づき説明する。会長及び副会長については、地域協議会の会議において委員の中から選任することとなっているため、選任をお願いしたい。

【上田所長】

- ・最初に会長の選任を行う。自薦、他薦を含めて意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いする。

【桑原正史委員】

- ・会長については、今まで副会長を務めた古澤文夫委員を推薦する。

【向橋マチ子委員】

- ・同じく古澤文夫委員を推薦する。

【上田所長】

- ・桑原委員、向橋委員から会長に古澤文夫委員の推薦があったが、古澤文夫委員を会長に選任してよいか。

（「はい」の声多数）

- ・それでは会長に古澤文夫委員を選任する。
- ・続いて副会長の選任を行う。自薦、他薦を含めて意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いする。

【向橋マチ子委員】

- ・8年間委員をやってこられた山川正平委員を推薦する。

【山川正平委員】

- ・地域で活躍されておられる桑原正史委員を推薦する。

【羽深正委員】

- ・今回が3期目になる山川正平委員を推薦する。

#### 【上田所長】

- ・副会長に山川正平委員、桑原正史委員の推薦があったが、多数決により決をとる。  
(山川正平委員に挙手多数)
- ・山川正平委員を会長に選任してよいか。  
(「はい」の声多数)
- ・それでは副会長に山川正平委員を選任する。
- ・会長に古澤文夫委員、副会長に山川正平委員が選任されたので、議長の任を解かせていただく。

#### 【浅野次長】

- ・会長、副会長は席の移動をお願いします。  
(会長、副会長が席を移動する)
- ・これ以降の議事について、会長が議長となる。
- ・議事に入る前に会長、副会長から挨拶をお願いします。

#### 【古澤文夫会長】

- ・挨拶

#### 【山川正平副会長】

- ・挨拶

#### 【古澤文夫会長】

- ・協議事項(3) 清里区地域協議会で定める事項について、事務局に説明を求める。

#### 【長澤班長】

- ・資料2に基づき説明する。
- ・ア 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数については、今まで全委員の1/4の委員で3人であった。
- ・イ 会議録の確認者については、今までは会長と名簿順による委員1人としていた。名簿は資料2-2のとおりである。
- ・ウ 会議の座席順については、今まで会長副会長を除いた名簿順としており、資料2-2-①、2-2-②に示すとおりである。
- ・エ 自主的審議事項の提案方法については、資料2-3に事務手順を示し、裏面に審議事

項依頼書を添付した。今までは地域協議会で区内の課題などの審議を依頼したい案件があった場合は依頼書を事務局に提出し、地域協議会に諮って出席委員の過半数の賛同があれば審議事項として決定していた。

- ・オ 「清里区地域協議会だより」の編集方法については、今までは正副会長を除く委員の名簿逆順で2名の方から編集委員になっていただき、事務局で原案を作成後、校正や編集後記等の記載をお願いしていた。年4回発行し全戸配布している。なお、7月発行のたよりで新たに改選された委員の皆さんの紹介を予定しているため、後日原稿の依頼をさせていただく。

- ・カ 会議の開催日時については、今までは平日の午後3時からを基本に会議を開催し、内容に応じて会議時間を変更していた。会議開催時に次回開催日時を決定し、会場については、本日はコロナウイルス感染予防のため密にならないようこの会場で開催しているが、総合事務所3階の第3会議室で開催していた。委員の皆さんの中には勤めている方もおられることから、今後の会議の開催日時について審議いただきたい。

- ・キ 会議傍聴者の受入可能数については、会場の制約もあるが、今までは傍聴者の受入れ可能数を5人としていた。

- ・ク 書面による審議については、書面審議を実施する条件案として、委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではないような場合、また当該案件について会議を招集し審議するいとまがない場合、その他、会長が認める場合が考えられる。

- ・実施の判断例としては、会長一任のほか、正副会長の協議により会長が決定する、または過半数の委員が書面審議に賛同した場合に実施することが考えられる。

- ・書面審議の表決案としては、委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなすこと、可否同数の場合は会長が決定することが考えられる。

- ・以上アからクについて、審議いただきたい。

#### 【古澤文夫会長】

- ・審議事項アから順次決定させていただく。

- ・まずア 会長に会議を招集することを請求するために必要な委員数とイ 会議録の確認者については条例で定められている事項であるが、今までどおりでよいか。

(「はい」の声多数)

- ・では、会議の招集請求に必要な委員数については、全委員の1/4の3人とし、会議録の確認者は会長と名簿順による委員1人とする。
- ・なお、本日の会議については、会長である私と桑原正史委員に確認をお願いする。
- ・次にウ 会議の席順について、今まで通り会長と副会長を除く名簿順とし、資料2-2-②に示す座席順としてよいか。

(「はい」の声多数)

- ・では、会議の席順については、会長と副会長を除く名簿順とする。
- ・次にエ 自主的審議事項の提案方法について、今までどおり依頼書の提出によることでよいか。

(「はい」の声多数)

- ・では、今まで通り依頼書の提出によることに決定する。
- ・次にオ 地域協議会だよりの発行について、編集委員は会長、副会長を除く名簿逆順による2名が編集委員となることとし、原則年4回の発行としてよいか。

(「はい」の声多数)

- ・では、編集委員については会長、副会長を除く名簿逆順による2人、原則年4回の発行ということで決定する。
- ・次にカ 会議の開催時刻等について、今までは原則平日午後3時から清里区総合事務所3階の会議室で開催していた。他区では夜に開催するところも多いが、いかがか。
- ・開催頻度は1か月に1回程度である。

#### 【向橋マチ子委員】

- ・1期から3期までは午後1時半から開始し、4期は委員からの提案で午後3時から開催していた。

#### 【横山芳一委員】

- ・午後3時から会議を始めると終わるのは何時ごろか。

#### 【古澤文夫会長】

- ・午後5時前くらいには終わる。
- ・当面は原則午後3時からの開催としてよいか。

(「はい」の声多数)

- ・それでは、原則平日午後3時から、会場は総合事務所3階第3会議室での開催とする。
- ・次にキ 会議傍聴者の受入可能数について、今までどおり5人としてよいか。

(「はい」の声多数)

**【古澤文夫会長】**

- ・それでは会議傍聴者の受入可能数は5人とする。
- ・次にク 書面による審議についてであるが、今回の新型コロナウイルスや災害など予期せぬ事態が発生した場合に書面による審議が必要であることを考慮し、新たに定めておくものである。
- ・実施の条件と表決であるが、資料2の事務局案のとおり、「委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合」「その他、会長が認める場合」に実施することとし、表決についても事務局案のとおり「委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす」「可否同数の場合は会長が決定する」としてよいか。

(「はい」の声多数)

- ・それではそのとおりとする。
- ・実施の判断については、資料2の事務局が示した例のうち、①会長一任、②正副会長の協議により、会長が決定、③過半数の委員が書面審議に賛同した場合のどれがよいか。

**【佐々木勝峰委員】**

- ・②正副会長の協議により、会長が決定するのがよいと思う。

**【堀川敏子委員】**

- ・佐々木委員に賛成である。

**【古澤文夫会長】**

- ・②正副会長の協議により、会長が決定するとしてよいか。

(「はい」の声多数)

- ・それではそのとおりとする。

**【堀川敏子委員】**

- ・会議の傍聴について防災行政無線で案内していると思うが、今まで会議の当日など直前だったように思うが、傍聴したい人の都合も考えてもう少し早めに案内したらどうか。



**【長澤班長】**

- ・今までは前日と当日に防災行政無線を流していた。

**【羽深正委員】**

- ・防災行政無線の他に総合事務所だよりも会議の日程が書かれていたと思うが。

**【長澤班長】**

- ・総合事務所だより裏面の行事予定表にも会議の日程を記載している。

**【上田所長】**

- ・ご指摘のとおりできる限り事前に会議の周知をしたいと思う。ただ、今はコロナウイルスの関係で急遽会議を見送ることもあるため、早めの周知を控えさせていただく場合もある点ご承知いただきたい。

**【古澤文夫会長】**

- ・以上で協議事項（3）清里区地域協議会で定める事項について協議を終了する。
- ・続いて協議事項（4）前期地域協議会委員からの引継ぎ事項について、自主的審議事項「空き家対策」について事務局から説明をお願いします。

**【長澤班長】**

- ・今まで検討していた自主的審議事項「空き家対策」について、令和元年度第10回地域協議会で次の新しい地域協議会委員に引き継ぐことと決定した。審議経過については資料3のとおりである。
- ・この自主的審議事項「空き家対策」について、継続して審議していただくことでよいか協議をお願いしたい。

**【古澤文夫会長】**

- ・事務局の説明に対し質問を求めないため、事務局の説明どおり継続して審議していくことでよいか。

（「はい」の声多数）

- ・それでは継続して審議していくこととする。
- ・以上で協議事項（4）前期地域協議会委員からの引継ぎ事項について終了する。
- ・以上で協議を終了する。
- ・続いて次第6 報告（1）令和2年度清里区総合事務所の職員体制について事務局に説明

を求める。

**【上田所長】**

・資料4により、令和2年度清里区総合事務所職員体制について説明する。

**【古澤文夫会長】**

・事務局の説明に対し質問を求めるがなく、次に（2）令和2年度清里区における主要事業について事務局に説明を求める。

**【浅野次長】**

・資料5により、令和2年度清里区における主要事業について説明する。

**【古澤文夫会長】**

・事務局の説明に対し質問を求めるがなく、次に（3）令和2年度地域活動支援事業について、事務局から説明を求める。

**【長澤班長】**

・令和2年度地域活動支援事業について、卓上配布した地域活動支援事業の清里区版募集要項、資料6-1、6-2、6-3、6-4により事業概要、地域活動支援事業における地域協議会の役割、具体的な審査方法、令和2年度の提案状況等を説明する。

**【古澤文夫会長】**

・事務局の説明に対し質問を求めるがなく、以上で報告を終了する。

・続いて次第7 その他(1) 清里区地域協議会開催日程について、事務局に説明を求める。

**【長澤班長】**

・第2回地域協議会では、令和2年度の清里区地域活動支援事業の採択に向け、事業提案団体からのプレゼンテーション、ヒアリングを予定している。6月の第1週に開催し、その翌週に第3回地域協議会を開催し、本年度の採択事業及び補助金額を決定していただく。

・なお、地域活動支援事業のプレゼンテーションでは、提案団体の説明が10分、委員から質問時間に10分、採点時間に5分程度かかることから、1団体25分、6団体で概ね2時間30分ほど必要となるため、午後1時30分からの開催をご検討いただきたい。

**【古澤文夫会長】**

・第2回、第3回の地域協議会の日程について何日に開催するか、皆さんの都合を聞かせていただきたい。

**【桑原正史委員】**

- ・3日水曜日は都合が悪い。

**【山川正平委員】**

- ・5日金曜日は都合が悪い。

**【古澤文夫会長】**

- ・では、4日木曜日にしたいと思うが、お勤めになられている横山委員はいかがか。

**【横山芳一委員】**

- ・勤めているので都合のいい日はないが、日程が決まれば休暇をとって出席するのでそれでよい。

**【古澤文夫会長】**

- ・では第2回地域協議会は6月4日木曜日午後1時30分から、清里コミュニティプラザ多目的ホールで開催するとしてよいか。

（「はい」の声多数）

- ・ではそのとおりとする。

- ・第3回地域協議会は第2回の翌週ということであるが、11日木曜日の午後3時から、清里コミュニティプラザ多目的ホールで開催するとしてよいか。

（「はい」の声多数）

- ・ではそのとおりとする。

- ・続いてその他（2）その他 地域協議会委員証の交付について、地域協議会委員の名刺の作成希望の報告について、事務局に説明を求める。

**【長澤班長】**

- ・卓上配布した委員証と委員証の交付に関する文書、名刺の作成希望の報告依頼文書に基づき、委員証の交付目的や活用方法、留意点等について説明し、名刺の作成希望者は5月29日までに希望の有無に関わらず事務局に報告していただくよう依頼する。

**【古澤文夫会長】**

- ・質問を求めるがなく、以上で第1回地域協議会を終了する。
- ・委員の皆さん、事務局から何かあるか。

**【長澤班長】**

- ・本日配布した地域活動支援事業提案書を次回の地域協議会の際にもお持ちいただきたい。

【古澤文夫会長】

- ・地域活動支援事業の採点表はいつ委員の皆さんに配るのか。

【長澤班長】

- ・第2回地域協議会資料の事前送付に合わせて送付させていただく。

【古澤文夫会長】

- ・地域活動支援事業の審査は地域協議会に任されており責任重大であるので、委員のみなさんよろしくお願ひしたい。

【上田所長】

- ・手引きや提案書をご一読いただくようお願いしたい。

【古澤文夫副会長】

- ・以上で地域協議会を閉会する。
- ・山川正平委員に閉会の挨拶をお願いする。

【山川正平副会長】

- ・閉会の挨拶

9 問合せ先

- ・清里区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL025-528-3111(内線225)

E-mail : [kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

- ・別添の会議資料も併せてご覧ください。